

## 高齢者の権利擁護のための研修プログラムの活用方法について

### 1 研修プログラムの概要

- この研修プログラムは、平成21年3月に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」（以下「手引き」）の内容をパワーポイントを利用して、学ぶことができる教材です。
- 施設・事業所の管理者やリーダーとなる職員等が中心となり、また講師役となり、自施設・事業所の職員を対象として講義やグループワークを行います。
- パワーポイントの内容は、「スタッフ向け」と「リーダー・管理者向け」に分かれており、全部で7つのプログラムから、施設・事業所の実情に応じて、研修時間、研修内容を考慮し実施してください。
- 各パワーポイントのノートの部分に、講師が受講者に説明する読み原稿や留意点を記載していますので、講師役となる職員が、その内容を読むことで、一定の効果が得られるようになっています。

### 2 研修プログラムの内容

	区分	題目	内容	時間
スタッフ向け	研修1	養介護施設従事者等による高齢者虐待とは	高齢者虐待防止法等についての基本的な知識について	30分
	研修2	神奈川県の高齢者虐待の捉え方	高齢者・家族の思いが基本となる、高齢者虐待や不適切なケアについて	30分
	研修3	高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには（未然防止）	高齢者虐待や不適切なケアを未然に防止するために、施設・事業所において取り組むべき課題について	30分
	研修4	高齢者虐待や不適切なケアが起きてしまった時は（事後対応）	事後対応として、施設・事業所で行わなければならない対応について	30分
	研修5	自己点検シートを用いたグループワーク	職員自身が日ごろのケアについて振り返り、グループでの話し合いを通して考えを深める	60分
管理者向け リーダー・	研修6	高齢者の権利擁護のための研修プログラム ～リーダー・管理者向け～	養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために、リーダーや管理者が持つておくべき基本的な知識について	90分
共通	概要版	高齢者の権利擁護のための研修プログラム 概要版	研修1から研修4の概要版	60分

### 3 研修の実施方法

#### (1) 研修実施方法等の検討

研修委員会等の委員会、または、管理者やリーダーとなる職員が中心となり研修内容、受講対象者、講師役となる職員を、別添1「研修企画書」を参考に検討し、決定します。

#### (2) 受講対象者への周知

受講対象者に対し、研修日程、内容等を周知し、参加を依頼します。

受講対象者が参加しやすいよう、勤務調整などの配慮をすることが望ましいです。

### (3) 事前準備

研修資料（パワーポイントや、県のホームページにある手引き）の印刷、参加者名簿、パソコン等、必要なものを準備します。

参考：手引き掲載ホームページ URL (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>)

研修の会場となる部屋のレイアウトも、スムーズに講義を進行しやすいように配慮し、準備します。

### (4) 講師準備

当日の進行や内容を、事前に確認しておきます。

パワーポイントの読み原稿をそのまま読むことで、講義を進行することは可能ですが、あらかじめ声に出して、原稿を読むなどして、想定された時間に終わるかどうかを確認するとともに、削除や追加して話をする内容などを検討しておきます。

### (5) 研修の実施

研修の受講対象者の人数により変わりますが、講師だけでは、対応が困難な場合があります。研修全体をスムーズに行うために、他の職員が支援をするようにしてください。また、研修当日の参加者を、名簿により確認し、欠席した職員に対しては、次年度研修を行う際には、優先して受講してもらうなどの配慮が必要です。

## 4 標準プログラム

### (1) スタッフ向け

#### ① 対象

養介護施設の介護職員等（介護職員のみを対象としているものではありません。）

#### ② 時間

・30分程度の各講義（研修1～研修4及び概要版）を、研修時間に合わせ選び、実施してください。

・グループワーク（研修5）は、1時間程度を想定しています。

※グループワークの実施方法については、別添2「自己点検シートを用いたグループワーク（研修5）」の基本的な実施方法を参照。

例)

○1日間で実施 半日 120分：講義(概要版) + グループワーク(研修5)

○3日間で実施 1日目 60分：講義(研修1～2)

2日目 60分：講義(研修3～4)

3日目 60分：グループワーク(研修5)

#### ③ 留意点

・標準プログラムの内容以外に、自施設・事業所の理念や虐待防止、身体拘束廃止等のマニュアル説明等を盛り込むことで、それぞれの施設・事業所にあった研修効果が期待できる。

・また参考として、県のホームページに掲載している県内高齢者虐待の状況について、併せて説明することで、受講者の現状に対する理解を促すことが期待できる。

・グループワークは、「研修2」及び「研修3」または「概要版」の講義の終了を前提とする。

## (2) リーダー・管理者向け

### ① 対象

養介護施設等の主任、管理者、責任者等

### ② 時間

講義形式 90 分程度（研修 6）

### ③ 留意点

- ・「手引き」P53～P54 に掲載されている管理者用のチェックリストを全員で行うなど、施設全体として、権利擁護の共通認識を持つ工夫を行う。
- ・虐待の通報は義務であり、通報や相談を行った職員が不利益な取扱いがされないように、意思統一を図る。
- ・高齢者虐待の内容や「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の高齢者・家族が感じていることの部分は、施設・事業所で実際にあった、苦情や不適切なケアの事例を交えて説明を行う。
- ・身体拘束は、やむを得ない理由があれば認められるのではなく、原則禁止ということを伝え、現在、施設・事業所で身体拘束が行われているのであれば、廃止していく方向で、施設・事業所全体で考えていくという意識の統一も図る。
- ・「手引き」を具体的に活用している事例があれば、その内容を含めて説明を行う。
- ・高齢者虐待発生後の対応は、具体的に本人・家族から相談があったり、虐待を発見した際の対応が、施設・事業所内で決まっている場合は、その内容も含めて説明する。

## 5 備考

### (1) 研修プログラムの虐待等の捉え方

この研修プログラムは、県が作成した手引きをもとに作成しています。そのため、国の虐待に対する捉え方や、市町村の指導の考え方よりも、大きく虐待や不適切なケアを捉えていることもあるかも知れません。それは、高齢者や家族のアンケートの回答を基準としているためです。特に不適切なケアという考え方は、虐待防止法の中には出てきませんが、高齢者や家族の思いについて配慮していただければと思います。

### (2) 研修プログラムの活用について

研修プログラムにある各ファイルの配布や改変等について、県に許可を取っていただく必要はありませんが、配布の際には、「神奈川県作成」と記載してください。

## 【引用文献】

- 1 厚生労働省老健局（2006）『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について平成 18 年 3 月』
- 2 認知症介護研究・研修センター（2007）『平成 18 年度施設事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業』平成 18 年度厚生労働省：老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）事業
- 3 認知症介護研究・研修仙台センター（2008）『高齢者虐待を考える養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集』
- 4 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」（2001）『身体拘束ゼロへの手引き』